

山梨県公報

号外第十号

平成二十年
三月十九日

水曜日

目次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表(四件)……………一
監査の結果に基づく措置状況……………三五

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。
平成二十年三月十九日

山梨県監査委員	野田 金男
同	中込 孝元
同	清水 武則
同	高野 剛

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
企画部 総合理工学研究機構	平成20年1月29日
県民生活センター	平成20年1月18日
男女共同参画推進センター	平成20年1月18日
総務部 東京事務所	平成20年2月12日
職員研修所	平成20年1月21日

総合県税事務所	平成20年1月18日
自動車税事務所	平成20年1月25日
県立大学	平成20年1月17日
消防学校	平成20年1月11日

福祉保健部		
女性相談所	あけぼの医療福祉センター	平成19年10月9日
中央児童相談所	育精福祉センター	平成20年1月10日
都留児童相談所	富士ふれあいセンター	平成20年1月16日
甲陽学園	中央病院	平成19年7月12日
障害者相談所	看護大学・看護大学短期大学部	平成20年1月17日
	衛生公害研究所	平成20年1月9日
	食肉衛生検査所	平成20年1月15日
	動物愛護指導センター	平成20年1月9日
	精神保健福祉センター	平成20年1月10日

森林環境部		
環境科学研究所	環境科学研究所	平成19年11月22日
森林総合研究所	森林総合研究所	平成19年11月21日
商工労働部	計量検定所	平成20年1月21日
	宝石美術専門学校	平成20年1月21日
	工業技術センター	平成20年1月29日
	富士工業技術センター	平成20年1月16日

<p>産業技術短期大学校 都留高等技術専門学校 峡南高等技術専門学校 就業支援センター</p>	<p>平成20年1月23日 平成19年10月9日 平成19年10月9日 平成20年1月17日</p>	<p>峡東教育事務所 峡南教育事務所 富士・東部教育事務所 総合教育センター 埋蔵文化財センター 図書館</p>	<p>平成20年1月25日 平成19年10月15日 平成20年1月16日 平成20年1月15日 平成20年1月29日 平成20年1月22日</p>
<p>観光部 大阪事務所</p>	<p>平成20年2月21日</p>	<p>図書館 美術館 博物館 考古博物館 文学館</p>	<p>平成20年1月22日 平成20年1月22日 平成20年1月25日 平成20年1月29日 平成20年1月22日</p>
<p>農政部 東部家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所 水産技術センター 総合農業技術センター(病害虫防除所) 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 農業大学校</p>	<p>平成19年10月15日 平成19年10月15日 平成20年1月18日 平成20年1月24日 平成20年1月23日 平成20年1月9日 平成20年1月24日 平成20年1月24日</p>	<p>北杜高等学校 韭崎高等学校 韭崎工業高等学校 甲府第一高等学校 甲府西高等学校 甲府南高等学校 甲府東高等学校 甲府工業高等学校 甲府城西高等学校 甲府昭和高等学校 農林高等学校 巨摩高等学校 白根高等学校 増穂商業高等学校 市川高等学校 峡南高等学校</p>	<p>平成19年10月23日 平成19年10月22日 平成20年2月6日 平成19年10月22日 平成19年10月22日 平成20年2月13日 平成19年10月19日 平成20年2月8日 平成20年2月8日 平成19年10月19日 平成19年10月22日 平成19年10月17日 平成20年2月14日 平成20年2月7日 平成19年10月18日</p>
<p>土木部 中部横断自動車道用地事務所 新環状・西関東道路建設事務所 広瀬・琴川ダム事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所 釜無川流域下水道事務所 桂川流域下水道事務所 教育委員会 中北教育事務所</p>	<p>平成20年2月5日 平成19年11月22日 平成19年11月20日 平成19年11月19日 平成19年11月19日 平成19年11月20日 平成19年11月21日 平成19年11月20日 平成19年10月15日</p>	<p>甲府南高等学校 甲府東高等学校 甲府工業高等学校 甲府城西高等学校 甲府昭和高等学校 農林高等学校 巨摩高等学校 白根高等学校 増穂商業高等学校 市川高等学校 峡南高等学校</p>	<p>平成19年10月19日 平成20年2月8日 平成20年2月8日 平成19年10月19日 平成19年10月22日 平成19年10月17日 平成20年2月14日 平成20年2月7日 平成19年10月18日</p>

身延高等学校	平成 20 年 2 月 5 日
石和高等学校	平成 19 年 10 月 22 日
山梨園芸高等学校	平成 20 年 2 月 4 日
日川高等学校	平成 19 年 10 月 18 日
山梨高等学校	平成 19 年 10 月 22 日
塩山高等学校	平成 20 年 2 月 4 日
都留高等学校	平成 19 年 10 月 22 日
上野原高等学校	平成 20 年 2 月 8 日
谷村工業高等学校	平成 19 年 10 月 22 日
桂高等学校	平成 19 年 10 月 23 日
吉田高等学校	平成 20 年 2 月 15 日
富士北稜高等学校	平成 20 年 2 月 15 日
富士河口湖高等学校	平成 19 年 10 月 22 日
中央高等学校	平成 20 年 2 月 13 日
ひばりが丘高等学校	平成 20 年 2 月 15 日
盲学校	平成 20 年 2 月 8 日
ろう学校	平成 20 年 2 月 7 日
甲府支援学校	平成 19 年 10 月 22 日
あけぼの支援学校	平成 20 年 2 月 14 日
わかば支援学校	平成 20 年 2 月 14 日
やまびこ支援学校	平成 19 年 10 月 22 日
富士見支援学校	平成 19 年 10 月 22 日
ふじざくら支援学校	平成 19 年 10 月 23 日
かえで支援学校	平成 20 年 2 月 13 日
警察本部	
甲府警察署	平成 20 年 2 月 8 日

南甲府警察署	平成 19 年 10 月 9 日
南アルプス警察署	平成 20 年 2 月 7 日
韭崎警察署	平成 19 年 10 月 9 日
北杜警察署	平成 20 年 2 月 6 日
諏沢警察署	平成 19 年 10 月 9 日
南部警察署	平成 20 年 2 月 5 日
笛吹警察署	平成 19 年 10 月 9 日
日下部警察署	平成 20 年 2 月 7 日
富士吉田警察署	平成 19 年 10 月 9 日
大月警察署	平成 19 年 10 月 9 日
上野原警察署	平成 20 年 2 月 8 日

2 監査対象期間
前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヶ月までの間。但し、4月から10月までに監査を実施した所属にあつては、平成18年度。

3 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

- (3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)	2		1					1	4
指導(件)	28	11	24	9	9	5	3		89
注意(件)		1					1		2
合計	30	12	25	9	9	5	4	1	95

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘のうえ、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 社会福祉業務従事手当を支給対象外の職員に誤って支給していた。
(障害者相談所)
- (2) 学校施設利用電気使用料の調定について、毎月の調定を指導してきたところであるが、改善が見られなかった。
(増穂商業高等学校)
- (3) 収入に関する事務処理について著しく不適切な処理があった。
①授業料減免に係る事務処理
②授業料の直接収納に係る事務処理
(増穂商業高等学校)

- (4) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について著しく不適切な事務処理があった。

- ①患者負担金に係る未収金の処理
②行政財産使用料に係る事務処理
③会議参加負担金の支出に係る処理
④職員の給与に係る支出負担行為の事務処理
⑤契約手続きに係る事務処理
(中央病院)

7 その他の概要

指摘には至らないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
- ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
② 調定時期に誤りがあり改善を要するもの
③ 収入証紙消印実績書の作成に誤りがあり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
- ① 雑部金振替処理に不備があり改善を要するもの
② 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
③ 支出負担行為同いの事務処理に不備があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
- ① 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
② 支払事務に不備があり改善を要するもの
- (4) 物品管理に関する事項
- ① 備品原簿と現品が一致しないなど物品の管理に不備があり改善を要するもの
② 物品の購入手続きに不備があり改善を要するもの
③ 郵便切手の管理に不備があり改善を要するもの

(5) 財産管理に関する事項

- ① 未登記の用地があり改善を要するもの
 - ② 借受財産に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
- (6) 契約に関する事項
- ① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
 - ② 予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
- (7) 工事に関する事項
- ① 工事の施工管理に不備があり改善を要するもの
 - ② 設計書の積算に誤りがあり改善を要するもの

山梨県細科税収課

山梨県山梨市（昭和三十二年建設第六十七号）第九十九条第四項の規定に基づき執行した強科の結算に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。
平成二十二年三月十九日

山梨県細科税収課	課長	田中	相	野	郎
		中	沢	祐	一
		田	次	裕	一
		回			

平成19年度 定例監査重点事項実施結果

平成19年度定例監査重点事項については、「重点事項実施要領」を別に定め、実施したが、結果は次のとおりであった。

- 1 平成19年度定例監査重点事項
(1) 資金前渡に係る事務処理が適正に行われているか。
- (2) 公共工事の施工管理が適正に行われているか。

2 目的

- (1) 資金前渡に係る事務処理が適正に行われているか。
平成18年度に実施した監査の結果、山梨県立中央病院等の財務事務の執行において、前渡資金の精算手続きが行われていないなど、資金前渡の取扱いに不適正なものがあつた。

資金前渡は、支出及び支払の原則の例外をなすもので、県職員等（資金前渡職員）をして現金支払をさせるため、その資金（前渡資金）を当該職員等に前渡する制度であり、資金前渡職員が直接現金を取り扱ったため、特に慎重な事務処理が求められる。このため、前渡資金の精算状況を中心に資金前渡全般について監査することにより、事務処理の一層の適正化を図ることを目的とした。

- (2) 公共工事の施工管理が適正に行われているか。
県発注の公共工事において、設計と異なる施工が行われるなど、粗雑工事が相次いで発生し問題となったことから、平成18年度の監査では施工管理体制や監督員による段階確認検査の状況について監査した。
しかしながら、平成18年度に完成した工事においても、施工ミスによる粗雑工事が完成検査後に発見されたものや、予定価格の算出根拠となる設計数量が間違つたものがあり、適切な施工管理や検査の徹底が十分に図られていなかった。
このため、平成19年度の監査では引き続き、施工管理や監督員の段階確認検査が適正に行われているか、また設計図書の写真が適正に行われているかを監査し、公共工事の適正な執行と信頼性の確保を図ることを目的とした。

3 実施にあつたの着眼点

- (1) 資金前渡に係る事務処理が適正に行われているか。
ア 資金前渡の事務処理は法令や規則に沿つて適正に行われているか。
イ 前渡資金の精算は適正に行われているか。
- (2) 公共工事の施工管理が適正に行われているか。
ア 施工管理及び品質管理は適正に行われているか。
イ 監督員による段階確認検査は適正に行われているか。
ウ 設計図書に用いた積算の数量、図面の照査は適正に行われているか。

4 監査の対象

- (1) 資金前渡については、平成18年4月から平成19年10月までに行われたものと、工事については、平成18年度中に完成したものととした。
- (2) 選定方法
選定の方法は、以下のとおりであった。
ア 資金前渡については、監査対象期間におけるすべてのものとした。
イ 公共工事の施工管理については、原則として1所属6件抽出した。
- (3) 監査の方法
ア 定例監査の中で実施した。
イ 重点事項調査により、聞き取り調査を行うとともに、関係書類を確認した。

5 実施結果

- (1) 資金前渡に係る事務処理が適正に行われているか。
今回の監査所属数は220所属であり部局別では次のとおりであった。（表1）